

規則第6条の換算表

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃プラスチック類	0.35
5 紙くず	0.30
6 木くず	0.55
7 繊維くず	0.12
8 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物	1.00
10 ゴムくず	0.52
11 金属くず	1.13
12 廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げる産業廃棄物	1.00
13 鉱さい	1.93
14 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15 動物のふん尿	1.00
16 動物の死体	1.00
17 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物	1.26
18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00
備考	
1 この表の第1号から第4号までに掲げる産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に掲げる廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油及び廃プラスチック類と、同表の第5号から第8号まで、第10号、第11号及び第13号から第16号までに掲げる産業廃棄物は廃棄物処理法施行令第2条第1号から第4号まで、第5号、第6号及び第8号から第11号までの各号にそれぞれ掲げる廃棄物とする。	
2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。	